



長野県報

10月26日(月)
令和 8 年
(2026年)
第754号

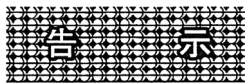
目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
基本測量の実施（建設政策課）	2
公共測量の実施（7件）（建設政策課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定（農業政策課）	5
県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）	5
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	6



長野県告示第421号

令和 8 年11月26日、長野県議会定例会を長野市に招集します。
令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

財 政 課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市堀金烏川16 の 24 ・ 16 の 26 ・ 28 の 1 （以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第423号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 電子基準点現地調査
- 2 作業期間
令和8年10月1日から令和8年12月28日まで
- 3 作業地域
小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第424号

中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和8年9月16日から令和9年3月19日まで
- 3 作業地域
長野市、北安曇郡小谷村、上高井郡信濃町、上高井郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第425号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和8年9月18日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域
梓川上流域

建設政策課

長野県告示第426号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年10月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量

- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- 3 作業地域
諏訪市、伊那市

建設政策課

長野県告示第427号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量・航空レーザ測深測量
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- 3 作業地域
上伊那郡中川村、下伊那郡松川町、下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第428号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 17 日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- 3 作業地域
南佐久郡南相木村

建設政策課

長野県告示第429号

長野県長野建設事務所裾花ダム管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 標高データ（地図情報レベル 1000、1.0mメッシュ）
- 2 作業期間
令和 8 年10月13日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第430号

池田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 池田町数値地形図修正
- 2 作業期間
令和 8 年 8 月27日から令和 9 年 3 月31日まで
- 3 作業地域
北安曇郡池田町

建設政策課

長野県告示第431号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第 1 項の規定により、令和 8 年10月16日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和 8 年10月26日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	アイ. ビイ自動車工業株式会社	長野県伊那市西町5371番地 3	長野県伊那市西町5371番地 3 アイ. ビイ自動車工業株式会社
旧		長野県伊那市西町5093番地	長野県伊那市西町5093番地 アイ. ビイ自動車工業株式会社

会 計 課

長野県佐久建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年11月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年10月26日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 (1) 路 線 名 信濃追分停車場線
(2) 供用を開始する区間
北佐久郡軽井沢町大字追分字西軽井沢984番の20地先から
北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上960番の25地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 8 年10月30日
- 2 (1) 路 線 名 借宿小諸線
(2) 供用を開始する区間
北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上960番の25地先から
北佐久郡軽井沢町大字追分字小原沢上959番の74地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 8 年10月30日

道路管理課